

原子力損害賠償制度の概要

【原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)】

- 法目的: 損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資すること
- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。(無過失責任、責任集中、無限責任)
- 原子力事業者には、損害賠償措置(民間責任保険契約及び政府補償契約の締結等)を義務付け。

